

(質問)

地震等の災害が発生した場合、運転者のとるべき措置について教えてください。

(回答)

1 走行中の運転者の取るべき措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両は使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

地震等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、公安委員会が区域や路線を定めて通行の禁止又は制限することがありますが、これらの区域（路線）内の運転者の措置は

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所。
 - ② 区間を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県警察本部交通部交通規制課
担当 規制企画係
電話 055-235-2121 内線711-645
F A X
E-mail
ホームページ